



ひとり親家庭にエールを届ける

YELLながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

2021年7月

No.74

特集

【特集】面会交流③～子どものための面会交流の実施にあたって～

これまで2回に渡って、子どものための面会交流として、面会交流の意義や必要性、面会交流の実施に向けての、配慮事項や取決め内容について等ご紹介してきました。

今回は、これから面会交流を行おうとしている方や既に行っている方へ、子どもにとって望ましい面会交流をスムーズに行うための留意点についてご紹介します。



■面会交流の実施にあたって

子どもにとって望ましい面会交流をスムーズに行うために、子どもと離れて暮らしている親として、また、子どもと一緒に暮らしている親として、それぞれの立場で、どのようなことに留意していったらよいでしょうか。

○双方の親が気をつけること

- ・時間や約束したことは守りましょう。
- ・子どもを親同士の争いの間に置かないようにしましょう。
(相手をけなす、非難する、決めつける、暴力的・屈辱的な態度をとるなど)
- ・子どもの父母という役割に徹し、元夫婦間の過去の話はしないようにしましょう。
- ・お互いの家庭の状況を探るような役割をさせないようにしましょう。
- ・子どもの気持ちと自分の感情は区別して考えましょう。
- ・父子間・母子間それぞれの世界があることを認め合い、干渉しないようにしましょう。

○離れて暮らす親が気をつけること

- ・子どもが安心してのびのびと楽しい時間を過ごすことができるよう、気を配りましょう。(決して焦らず、子どもの反応を見守る態度で接する。感情的な態度をみせない。聞き役にまわるなど)
- ・高価なプレゼントやお小遣いを渡すことは控えましょう。
- ・一緒に暮らしている親に相談・了解なく、子どもと約束はしないようにしましょう。
- ・子どもが会いたくないと言っている場合にも、感情的にならず、子どもの心に寄り添い、まずは親同士で話し合しましょう。

○一緒に暮らす親が気をつけること

- ・子どもに、誰と会うのか、なぜ会うのかをきちんと伝えておきましょう。
(父および母が会いたがっていること・会うことは父母が話し合ってきたことなど)

※説明することで、同居親の気持ちを押し量ったり、気にしたりする必要がなく
なり、安心して離れて暮らす親と過ごすことができます。

- ・子どもの様子を相手に伝えておきましょう。



- ・子どもが面会交流に出かける時は、笑顔で送り出しましょう。
- ・子どもが帰ってきたら、笑顔で温かく迎えましょう。
- ・面会中のことは、細かく聞き出さないようにしましょう

■継続していきましょう

はじめての面会交流は、父母、子ども共に緊張と不安でいっぱいになってしまうと思います。「理想的な面会の形を」と、思い描くかもしれませんが、最初からはうまくいかない(うまくいくとは限らない)という気持ちを持っておくことも大切です。

重要なのは、親同士として協力し合い、子どもの成長に沿って長く継続していくことです。長く継続していくことで、子どもが両親から「大切な存在」として扱われておるということを実感することができ、それが、子どもが生きていく上での大きな力となります。



◆参考資料

○法務省民事局発行パンフレット <http://www.moj.go.jp/content/001322060.pdf>

◆相談・援助機関

〈長崎県内の面会交流に関する相談〉

◇一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき

事前相談・問い合わせ TEL:095-828-1470 受付時間:月曜日～金曜日 10:30～18:00

e-mail: info@nagasaki-boshikai.jp

〈家事調停の申立を行うための手続き、必要書類については〉

◇家庭裁判所・・・長崎県は、支部・出張所含め11か所あります。

*管内の裁判所一覧・・・<https://www.courts.go.jp/nagasaki/about/syozai/index.html>

〈その他、養育費・面会交流に関する相談〉

◇養育費相談支援センター(厚生労働省 委託事業)

相談電話:フリーダイヤル:0120-965-419 (携帯電話から03-3980-4180)

メール相談: info@youikuh.or.jp

■YELL ながさき (お知らせ)

YELL ながさきでは、今年度のモデル事業として「長与町、時津町に在住の方」の面会交流支援を行います。面会交流がうまく実施できない方、これから面会交流を始めようと思われる方この機会にご相談下さい。

【西彼地区】面会交流援助無料個別相談会

《長与町》 9月26日(日) 10月16日(土) 11月14日(日)

《時津町》 9月17日(金) 10月31日(日) 11月20日(土)

《時間》 10時～16時(※12時～13時は休憩となります。)

《会場》 長与町:長与南交流センター相談室(長与町吉無田郷1163-193)

時津町:時津町役場 相談室(時津町浦郷274-1)

《申込先》 電話または右記の申込フォーム

申込フォーム →



発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター (YELL ながさき)

〒852-8108 長崎市川口町13-1 長崎西洋館2階 長崎県総合就業支援センター内

TEL 095-813-0800 FAX 095-848-1112 ホームページ <https://www.yell-nagasaki.jp>